

世界アーカイブ宣言

アーカイブは、意思決定、行動、記憶を記録する。アーカイブは世代から世代へ引き継がれる唯一無二にしてかけがえのない文化遺産である。アーカイブはその作成段階からそれ自身の価値と意味を保存するために管理される。アーカイブは説明責任の義務及び透明性ある行政経営活動の支えとなる、権威ある情報源である。アーカイブは個々人及び共同体の記憶を保護し、それに寄与することによって、社会の発展に重要な役割を担う。アーカイブへの自由なアクセスは、人間社会の知識を豊かにし、民主主義を促進し、市民の権利をまもり、生活の質を向上させる。

この趣旨のため、私たちは以下のことを認識する

- ・行政的、文化的、知的な活動の信頼できる根拠として、さらに社会の発展を表すものとして、アーカイブがもつ**独自の特質**。
- ・事業効率、説明責任、透明性の支援のため、市民の権利の保護のため、個々人及び集合的記憶の確立のため、過去の理解のため、さらに将来の行動の方向付けのために現在を記録するために、アーカイブは**必要不可欠なもの**。
- ・人間の活動のあらゆる分野を記録することで生まれるアーカイブの**多様性**。
- ・紙媒体、電子媒体、視聴覚媒体およびその他のタイプを含む、アーカイブを作成する**フォーマットの多様性**。
- ・記録の作成の支援、選別、維持管理、利用に供するようにすることにより、基礎教育及び継続的教育を受けた専門家として、社会で果たすべき**アーキビストの役割**。
- ・アーカイブ管理におけるすべての関係者、すなわち市民、行政担当者、政策決定者、公的私的なアーカイブの所有者または所蔵者、アーキビスト、その他情報専門家が担う**共同責任**。

私たちは、それゆえ、以下のことを目的に、共に活動することを約束する。

- ・適切な国家的アーカイブ政策と法令を採択し、施行すること。
- ・公私にかかわらず、業務遂行過程でアーカイブを作成、利用するすべての機関において、アーカイブ管理の意義を高く評価し、遂行すること。
- ・アーカイブ管理の適切な支援のため、教育を受けた専門家の雇用を含め必要とされる資源を割り当てること。
- ・アーカイブを真正性、信頼性、完全性、有用性を保証する方法で、管理、保存すること。
- ・アーカイブを関連法令及び個人、作成者、所有者、利用者の権利を尊重しながら、何人も利用できるようにすること。
- ・アーカイブは責任ある市民の育成に貢献するために用いられること。

2010年9月、ICA 円卓会議オスロ大会にて採択